

決 算 特 別 委 員 会

日 時 平成23年9月28日(水) 午前10時～
場 所 全員協議会室ほか

1 開 議

2 決算審査

- (1) 現地調査
- (2) 重点質疑
- (3) 決算認定に関する提言まとめ
- (4) 討論・採決

3 その他



平成 21 年度以前公有化実施地
 平成 22 年度公有化実施地
 平成 23 年度以降公有化予定地



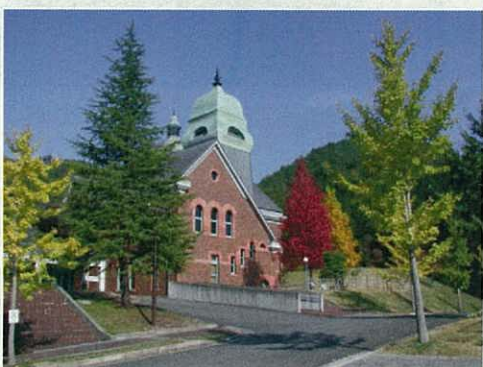
史跡丹波国分寺跡附八幡神社跡公有化状況

所有、所管状況及び管理状況

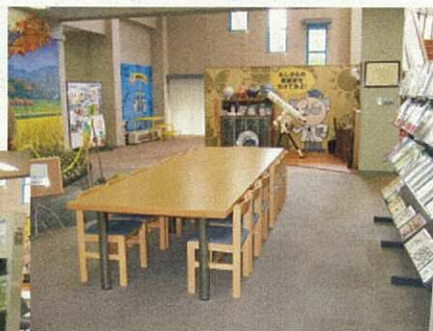
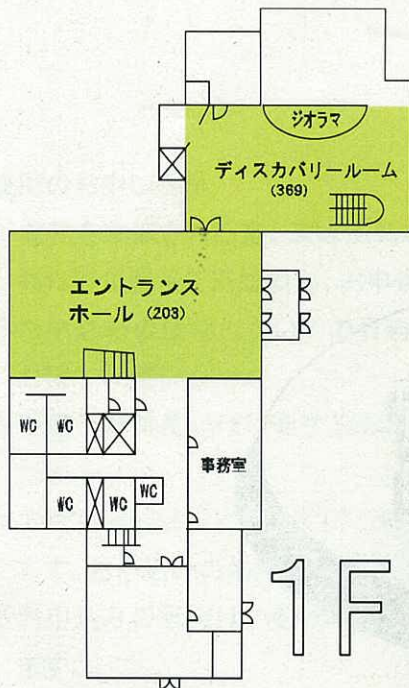
範囲(色分)	所有、所管状況等	管理者
	神前財産区(体育施設 23,970 m ² 、野鳥の森 35,933 m ²) から借用	社会教育課
	球技場等として、KUD から取得(H12、17,880.25 m ²)	社会教育課
	市民協働課(23 筆・7,635.56 m ²)	亀岡市交流活動センター
	地球環境子ども村課(6,244 m ²)	地球環境子ども村課



亀岡市交流会館



(財) 亀岡市交流活動センター



●ディスカバリールーム
主に地球環境子ども村の自然活動に
使用します。



●エントランスホール
イベント会場、レセプション、パーティ
ーなどに使用します。

●204～205(大教室) 約 20 名
会議、研修などに使用します。



2F



●206～207(大教室) 約 20 名
工作、工芸講座などに使用します。



●202～203(大教室) 約 20 名
語学講座、体操講座などに使用しま
す。



●201(小教室) 10 名
会議、各種講座に使用します。

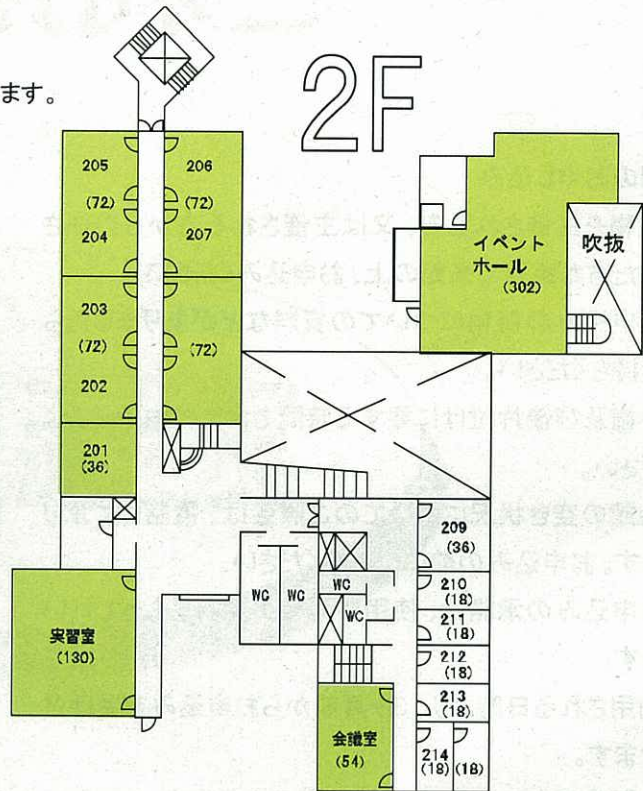
●実習室 80 名
大規模会議、集会
場として使用しま
す。



●イベントホール
音楽、その他各種イベントに使用します。



●会議室 16 名
会議、控え室として使用します。



その他



●グラウンド・テニスコート
グラウンド、テニスコートは、(財)亀岡市体育協会が運営しています。
(電話) 0771-24-8385



ご利用案内

使用のお申し込み

- ①催物を主催される方、又は主催される方から委任された方が直接ご来館の上、お申込みください。
- ②お申込みの催物についての資料などがありましたらお持ちください。
- ③準備及び後片付けに要する時間も含めてお申込みください。
- ④会館の空き状況についてのご照会は、電話にて承ります。お申込みの前にご確認ください。
- ⑤お申込みの承諾は、使用許可書の発行をもって行います。
- ⑥利用される日時より、3ヶ月前からお申込みを受け付けます。
- ⑦夜間使用については、制限を設けています。

使用料

- ①使用時間の区分とその使用料は下表のとおりです。
- ②市外居住者が使用される場合や商業宣伝物品販売その他これに類似する行為を目的として利用される場合は、追加料金が発生します。※備考欄参照
- ③お申込みの使用時間を超過してご使用になる場合は、追加料金をいただきます。
- ④使用料は、事前にお支払いいただきます。会館の窓口へお支払いください。
- ⑤会館を使用する際に特別の設備を必要とするときは、全て使用者のご負担となります。

	午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
	9:00~ 13:00	13:00~ 17:00	17:00~ 22:00	9:00~ 17:00	13:00~ 22:00	9:00~ 22:00
エントランスホール	1,300	1,300	1,700	2,400	2,800	4,000
教室	700	700	900	1,200	1,400	2,000
実習室	1,000	1,000	1,300	1,800	2,100	3,000
会議室	600	600	700	1,000	1,100	1,600
イベントホール	2,000	2,000	2,600	3,600	4,200	6,000

備考

- ①市外居住者(法人にあっては、その所在地)が使用するときは、使用料の3割相当額を加算する。
- ②使用者が商業宣伝物品販売、その他これに類似する行為を目的として使用する場合は、使用料の5割相当額を加算する。

使用の取消と変更

- ①使用の許可を受けた後、使用を取消したり、申込みの内容を変更される場合は、速やかに当会館までお申し出ください。
- ②変更によって使用料の増額が生じた場合は、その額を納めていただきます。
- ③使用料は原則としてお返しできませんが、下に掲げる期間内に取消しの手続きをされた場合は、使用料をお返し(還付)します。

●災害その他の不可抗力により使用できない場合・・・全額

●公用又は管理上の都合により使用できない場合・・・全額

●各ホールについては、使用日の10日前までに取消しの届け出をした場合……………全額

●会議室その他の施設については、使用日の2日前までに取消しの届け出をした場合……………全額

使用に際して

- ご使用日までに、当会館係員と催物に関する詳細な打合せをお願いします。
- 火気の使用など、催物の内容によっては関係官庁への届け出が必要な場合があります。
- 各施設の机、イス等の配置は、使用者において行ってください。また、ご使用後は元の位置に戻していただくようお願いいたします。
- 所定の場所以外での喫煙、飲食はできません。館内は全館禁煙となっております。
- 許可なく物品等を展示、販売し、又は印刷物を掲示、配布することはできません。
- その他「亀岡市交流会館条例」及び「同条例施行規則」に定める遵守事項を守ってください。

(財)亀岡市交流活動センター

〒621-0242 亀岡市宮前町神前長野 15 番地

TEL:0771-26-5001、FAX:0771-26-5002

E-mail:main@kkoryu.com

受付時間:9:00~17:00

休館日:日曜日、祝日、年末年始(12/29~1/3)